

(1) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。

(2) 物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。

(3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

(4) この届出書は、市区町村において支給決定をした後は、物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。

(5) 市区町村が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が届出者に連絡・確認できない場合において、令和8年5月29日までに物価高対応子育て応援手当が支給できなかったときは、当該届出は、取り下げられたものとみなすことに同意します。

(6) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高対応子育て応援手当を返還します。

(7) 離婚(離婚調停中その他これらに準ずる者を含む)により児童手当の受給者変更をしている場合、前受給者から本手当に相当する金銭等を受け取っていない又は本手当に相当する金銭等を対象児童のために消費していないことと誓います。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる
通帳やキャッシュカードの写し

（２．受取方法のイを選択した場合は提出してください。）

本人確認書類

（２．受取方法のウを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。）

※個人番号カード、運転免許証、旅券等の写し等